



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則…………… 1
- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則…………… 2
- 沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則…………… 2
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 3
- 沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 3
- 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 4
- 沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令…………… 5
- 沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令…………… 5
- スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令…………… 6
- 教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令…………… 6

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 7

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則…………… 8
- 扶養手当に関する規則等の一部を改正する規則…………… 8
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 10
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 10
- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 10

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第3号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の表生涯学習振興課の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「、全国高校総体推進室長及び生涯学習推進監」を「及び全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第29条第5項中「30単位」を「36単位」に改める。

第30条第4項中「手続き」を「手続」に改める。

第42条第2項第2号中「学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条」を「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条」に改める。

第87条（見出しを含む。）中「き損」を「毀損」に改める。

別表第2中 「

	本部町立瀬底中学校 本部町立水納中学校
--	------------------------

」を

「

	本部町立水納中学校
--	-----------

」に、

「

沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市立伊良部中学校 宮古島市立佐良浜中学校
-------------	----------------------------

」を

「

沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市立伊良部島中学校
-------------	--------------

」に改める。

第6号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第6号

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「40人」を「80人」に改める。

第20条第2項第2号中「学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条」を「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条」に改める。

第6号様式及び第9号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第1号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「、全国高校総体推進室長及び生涯学習推進監」を「及び全国高校総体推進室長」に改め、同条第3号中「及び沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第43条」を「、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第43条及び沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）第25条」に改め、同条第5号中「手続き」を「手続」に、「総務課長」を「、教育庁及び教育機関（学校を除く。）にあっては総務課長が、学校にあっては学校人事課長」に改める。

第15条の見出しを「（営利企業への従事等）」に改め、同条第1項中「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等について」に、「営利企業等従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。

第21条第10項中「総務課」を「教育庁及び教育機関（学校を除く。）にあっては総務課で、学校にあっては学校人事課」に改める。

第13号様式の2及び第14号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第15号様式中「営利企業等従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に、「営利企業等に従事」を「営利企業に従事等」に改める。

第17号様式中「沖教委指令」を「沖縄県教育委員会教育長指令」に改める。

第24号様式の12（表）中 「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 雇入時間診票

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

給料表	号給	時給
行政職給料表	1	920円
	2	1,010円
	3	1,050円
	4	1,090円
	5	1,200円
	6	1,280円
	7	1,370円
	8	1,500円
	9	1,620円
教育職給料表	1	1,290円
	2	1,430円
	3	1,550円
現業職給料表	1	930円
	2	1,120円

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「、全国高校総体推進室長及び生涯学習推進監」を「及び全国高校総体推進室長」に改める。

第1号様式中「平成 年度 能力評価シート」を「 年度 能力評価シート」に、

「平成 年 4月 1日～平成 年 3月 31日」を「 年 4月 1日～ 年 3月 31日」に、

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第2号様式中「平成 年度 業績評価シート」を「 年度 業績評価シート」に、

「平成 年 4月 1日～平成 年 3月 31日」を「 年 4月 1日～ 年 3月 31日」に、

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第3号様式中「平成 年度人事評価結果通知書」を「 年度人事評価結果通知書」に、

「平成 年 4月 1日～平成 年 3月 31日」を「 年 4月 1日～ 年 3月 31日」に改める。

第 4号様式中「平成 年度 行動観察記録簿」を「 年度 行動観察記録簿」に改める。

第 5号様式及び第 6号様式中 「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」を

「 年 月 日から 年 月 日まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第 4号

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成31年 3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第 4号）の一部を次のように改正する。

第 3条の表中離島児童生徒支援センター施設管理員の項を削り、県立高等学校就職支援員の項の次に次のように加える。

特別支援教育支援員	沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校において教育上特別の支援を必要とする生徒の学習支援又は生活支援に関する補助的又は定型的な業務
適応指導教室指導員	沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務

第 3条の表中 「授業改善支援員 教員の授業力の向上、児童生徒の学習支援等に関する補助的又は定型的な業務」を

学校運営アドバイザー	学習指導その他学校運営に係る指導及び助言に関する補助的又は定型的な業務	に改める。
部活動指導員	沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に関する補助的又は定型的な業務	

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第 5号

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成31年 3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程を廃止する訓令

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第 4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第6号

スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令

スクールカウンセラー等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨床心理」を「心理」に改める。

第4条第1項第3号中「臨床心理」を「心理」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「財団法人日本臨床心理士資格認定協会（）」を「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（）」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 公認心理師（公認心理師法（平成27年法律第68号）第2条に規定する者をいう。）

第4条第2項第1号中「心理臨床業務」を「心理に関する支援の業務」に改め、「相談業務」の次に「（次号及び第3号において「支援等業務」という。）」を加え、同項第2号及び第3号中「心理臨床業務又は児童生徒を対象とする相談業務」を「支援等業務」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第5号

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の一部を」を「で、」に改め、「同じ。）」の次に「において所掌するもののうち、当該教育事務所及び教育機関」を加える。

第2条第2号中「の出張命令」の次に「（所長の3日を超える県外出張命令を除く。）」を加え、同号ただし書を削り、同条第3号中「の有給休暇の承認等」の次に「（所長の3日を超える有給休暇の承認等を除く。）」を加え、同号ただし書を削り、同条第6号中「の職務に専念する義務の免除」の次に「（所長の7日を超える職務に専念する義務の免除を除く。）」を加え、同号ただし書を削る。

第3条第1項第2号中「の出張命令」の次に「（長の3日を超える県外出張命令を除く。）」を加え、同号ただし書を削り、同項第3号中「の有給休暇の承認等」の次に「（長の3日を超える有給休暇の承認等を除く。）」を加え、同号ただし書を削り、同項第6号中「の職務に専念する義務の免除」の次に「（長の7日を超える職務に専念する義務の免除を除く。）」を加え、同号ただし書を削り、同項第9号中「沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「離島児童生徒支援センター」という。）」を「沖縄県立図書館及び沖縄県立離島児童生徒支援センター」に改め、「及び使用料（授業料を除く。）の減額又は免除」を削り、同条第2項中「学校長」を「県立学校長」に改める。

第3条の2第1項第3号中「賃金職員」を「一般職非常勤職員」に改め、同項第4号中「、教育事務所」を「並びに」に改め、同条第4項第1号中「賃金職員」を「一般職非常勤職員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「離島児童生徒支援センター」を「沖縄県立離島児童生徒支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育長は、沖縄県立図書館の開館時間の変更、休館日の指定等に関することを沖縄県立図書館の館長に

専決させる。

第7条中「この訓令に定める代理決裁者」を「前条の規定により代理決裁をする者」に、「前条」を「同条」に改める。

第8条中「前条」を「第6条」に改める。

第9条ただし書中「決定者」を「上司」に改める。

第10条中「規則」を「訓令」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「子供・女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改める。

第12条第1項第3号中「、行方不明者」及び「、行路病人」を削る。

第13条の見出しを「（人身安全対策課）」に改め、同条中「子供・女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 子供及び女性に対する性的犯罪の予防対策に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。第13条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 行方不明者の発見活動に関すること。

(3) 高齢者・障害者虐待に関すること（犯罪の取締りに係るものを除く。）。第25条第3号中「指紋鑑識」を「指掌紋鑑識」に改める。

第25条第3号中「指紋鑑識」を「指掌紋鑑識」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表豊見城警察署の部豊見城中央交番の項中「、字宜保」の次に「、宜保一丁目、宜保二丁目、宜保三丁目、宜保四丁目、宜保五丁目」を加え、同表嘉手納警察署の部大通交番の項中「字屋良、屋良一丁目、字水釜、水釜六丁目、字兼久」を「字兼久、字久得、字水釜、字屋良、水釜六丁目、屋良一丁目」に改め、同表宮古島警察署の部宮古空港警備派出所の項の次に次のように加える。

下地島空港警備派出所	宮古島市伊良部字佐和田	下地島空港
------------	-------------	-------

別表宮古島警察署の部福里駐在所の項を次のように改める。

城辺東駐在所	宮古島市城辺字福里	宮古島市城辺字新城、字友利の一部、字西里添の一部、字比嘉の一部、字福里、字保良
--------	-----------	---

別表宮古島警察署の部福嶺駐在所の項を削り、同部佐良浜駐在所の項中「、字佐和田」を削り、同部仲地駐在所の項中「字国仲」の次に「、字佐和田」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職給料表級別職務区分表6級の項及び7級の項中「跡地利用推進監 福祉支援監」を「跡地利用推進監」に、「戦略推進室長 技能五輪・アビリンピック準備室長」を「戦略推進室長」に、「全国高校総体推進室長 生涯学習推進監」を「全国高校総体推進室長」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表4種の項中「跡地利用推進監 福祉支援監」を「跡地利用推進監」に、「戦略推進室長 技能五輪・アビリンピック準備室長」を「戦略推進室長」に改め、別表第3項の表4種の項中「全国高校総体推進室長 生涯学習推進監」を「全国高校総体推進室長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「跡地利用推進監 福祉支援監」を「跡地利用推進監」に、「戦略推進室長 技能五輪・アビリンピック準備室長」を「戦略推進室長」に改め、同表教育庁の項中「全国高校総体推進室長 生涯学習推進監」を「全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

扶養手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第9号

扶養手当に関する規則等の一部を改正する規則

(扶養手当に関する規則の一部改正)

第1条 扶養手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、総務事務システム(電子計算機等を利用して、職員の服務及び給与に関する事務の処理を行うシステムで総務部人事課長が管理するものをいう。)を使用する方法により行うことができる。

第4条中「同条第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

第5条第1号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による届出は、総務事務システム（電子計算機等を利用して、職員の服務及び給与に関する事務の処理を行うシステムで総務部人事課長が管理するものをいう。）を使用する方法により行うことができる。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第3条 住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による届出は、総務事務システム（電子計算機等を利用して、職員の服務及び給与に関する事務の処理を行うシステムで総務部人事課長が管理するものをいう。）を使用する方法により行うことができる。

第7条第1項中「前条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

第8条及び第9条第1項中「第6条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第4条 単身赴任手当に関する規則（平成2年沖縄県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による届出は、総務事務システム（電子計算機等を利用して、職員の服務及び給与に関する事務の処理を行うシステムで総務部人事課長が管理するものをいう。）を使用する方法により行うことができる。

第8条第1項中「前条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

第9条第1項中「第7条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第5条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年沖縄県人事委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による作成は、総務事務システム（電子計算機等を利用して、職員の服務及び給与に関する事務の処理を行うシステムで総務部人事課長が管理するものをいう。）を使用する方法により行うことができる。

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第6条 特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第36条中「任命権者は」を「任命権者（その委任を受けた者を含む。）は」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による作成は、総務事務システム（電子計算機等を利用して、職員の服務及び給与に関する事務の処理を行うシステムで総務部人事課長が管理するものをいう。）を使用する方法により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則（平成29年沖縄県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第2条各号列記以外の部分」を「第2条第1項各号列記以外の部分」に、「同条第1号」を「同条第1項第1号」に、「及び同条第2号」を「及び同項第2号」に改める。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第10号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第12条に規定する職員が、第14条に規定する基準を満たし、かつ、第15条第1項に規定する通勤の経路及び方法により通勤する場合においては、第9条及び第10条に規定する自動車等を使用する距離は、高速自動車国道等を利用する通勤の経路を含む最短の経路の長さによるものとする。

第5条第2号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2」に改める。

第9条中「距離区分欄」を「自動車等を使用する距離の区分欄」に改め、同条の表中「距離区分」を「自動車等を使用する距離の区分」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第5条第2号及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第11号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1家畜保健衛生所の項中「1.5」を「2」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表教育庁の項中「給与制度班」の次に「、県立学校人事班、小中学校人事班及び服務・選考試験班」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第13号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「一般財団法人沖縄県建設技術センター」を「公益財団法人沖縄県建設技術センター」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--